

意見案第1号

地方財政の充実・強化に関する意見書

今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高対策に加えて、多発化する大規模災害への対応や新興感染症への対応など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められている。

よって、国においては、2026年度政府予算と地方財政の検討に当たって、地方財政基盤の確立が図られるよう「骨太方針2024」に基づき、地方一般財源の総額について、2024年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとともに、次の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 地方財政計画の策定に当たっては、社会保障の充実、地域活性化、自治体DX、脱炭素化、物価高対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要はもとより、民間給与の継続的な上昇に伴う会計年度任用職員を含む公務員給与への対応など、必要な歳出を計上し、十分な地方財源の確保・充実を図ること。
 - 2 子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、社会保障経費がその他の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含め、社会保障経費をはじめとする一般行政経費の十分な拡充を図ること。特に、これらの分野を支える人材確保に向けた地方公共団体の取組を十分に支える財政措置を講ずること。
 - 3 地方公共団体の行う事業において、物価高や労務費の上昇に合わせ、適切に価格転嫁されるよう、必要な財政支援を行うこと。
 - 4 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の税源偏在の是正に向けては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
 - 5 政府として減税政策を行う場合、地方財政に影響が出ないよう、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用して地方の意見を反映するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。
 - 6 特別交付税の配分に当たり、寒冷地手当、期末・勤勉手当等の支給水準が国の基準を超えている地方公共団体に対して減額措置を行わないこと。
 - 7 地方公共団体情報システムの標準化・共通化に向けては、その移行経費や移行の影響を受けるシステムの改修経費、大幅な増額が見込まれるシステム運用経費も含め、必要な財源確保を図ること。また、戸籍等への記載事項の追加やマイナンバーカードと健康保険証・運転免許証の一体化など、自治体DXに伴うシステム改修や事務負担の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。
 - 8 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官
デジタル大臣
内閣府特命担当大臣(こども政策)

} 各通

北海道議会議長 伊藤 条 一